

札幌市GX金融促進補助金交付要綱

令和7年12月8日
GX推進担当局長決裁
最近改正 令和8年5月26日

(通則)

第1条 札幌市GX金融促進補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市補助金等交付規則(令和8年規則第24号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、以下に掲げる用語の意義は各号の定めるところによる。

(1) グリーンボンド

環境省が策定する最新の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で掲げられているものをいう。

(2) グリーンローン

ガイドラインで掲げられているものをいう。

(3) サステナビリティボンド

ガイドラインで掲げられているものをいう。

(4) グリーンファイナンス

グリーンボンド、グリーンローン及びグリーン性を有するサステナビリティボンドをいう。

(5) グリーンプロジェクト

環境改善効果がある事業であり、環境・社会面のネガティブな効果とその環境改善効果と比べて過大にならないと評価されるものをいう。

(6) トランジションボンド

国際資本市場協会(ICMA)において2020年12月に策定された「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」(以下「ICMAハンドブック」という。)及びクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針(以下「基本指針」という。)で示されるトランジションの4要素を満たし、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則又はガイドラインに整合したボンドをいう。

ただし、資金使途がガイドラインに具体的な例として示されているものなど、グリーンプロジェクトにあたらぬものも含む。

(7) トランジションローン

ICMAハンドブック及び基本指針で示されるトランジションの4要素を満たし、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則又はガイドラインに整合したローンをいう。

ただし、資金使途がガイドラインに具体的な例として示されているものなど、グリーンプロジェクトにあたらぬものも含む。

(8) トランジションファイナンス

トランジションボンド、トランジション要素を満たすグリーンボンド及びトランジションローンをいう。

(9) GX事業

グリーンファイナンス及びトランジションファイナンスの対象となる事業をいう。

(10) GX事業者

北海道内及び北海道沿岸でGX事業を行う事業者をいう。

(目的)

第3条 本補助金は、GX事業者が国内外から資金調達を行う際に、札幌市内の金融機関が資金調達に関与し、GX金融のノウハウを蓄積することで、札幌市における金融機能の強化・集積を推進するため、GX事業者がファイナンスフレームワークに係る第三者評価の取得に要する費用等を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(交付申請者)

第4条 補助金の交付を申請できる者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める要件をいずれも満たすGX事業者とする。

(1) 当該GX事業者へ第三者評価を付与する評価機関(以下「評価機関」という。)が、本補助金への申請と同年度に以下のいずれかの補助金の交付決定を受けた者であること。

ア 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(脱炭素関連部門))」

イ 「地域環境保全対策費補助金(グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(環境保全対策関連部門))」(上記2つを「環境省補助金」と総称する)

ウ 「温暖化対策促進事業費補助金(トランジション・ファイナンス推進事業)」(以下「経産省補助金」という)

(2) 札幌市内の金融機関を通じて次条第1項に掲げる資金調達を行う者であること。

(3) 調達資金の使途に北海道及び北海道内沿岸で行われるGX事業が含まれること。

(4) 次のいずれも満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)、民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)等に基づく再生又は更生手続を行っている者でないこと。

ウ 規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者でないこと。

(補助対象)

第5条 本補助金は、GX事業者がグリーンファイナンス又はトランジションファイナンスで資金調達するための第三者評価取得に要する費用を予算の範囲内で補助することとし、グリーンファイナンス又はトランジションファイナンスにおいてそれぞれ以下の各号に定める

要件を満たしたものを補助対象とする。

(1) グリーンファイナンス

第三者評価の対象となるグリーンファイナンスが、環境省補助金の対象として採択されたものであること。

(2) トランジションファイナンス

第三者評価の対象となるトランジションファイナンスが、経産省補助金の対象として採択されたものであること。

- 2 前項に基づいて補助するグリーンファイナンス又はトランジションファイナンスのうち、北海道ESGプロボンドマーケットに上場したものは、その新規上場手数料を補助対象に加えることができる。

(補助対象費用)

第6条 前条第1項において補助対象となる費用は、評価機関が環境省補助金又は経産省補助金の対象として交付決定を受けたものに準ずる。

- 2 前条第2項において補助対象となる費用は、新規上場手数料(税抜き)とする。

(補助金の額)

第7条 第5条第1項に規定する補助対象への補助金の額は、以下の各号を満たした場合に、補助対象となる費用にそれぞれ10分の1を乗じた額を申請できるものとし(最大で計10分の3)、それぞれ上限額を30万円とする(最大で計90万円)。なお、いずれも1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 札幌市内に本店がある金融機関を通じて資金調達を行う

(2) 次のいずれかを満たす

ア 札幌市内で資金調達の対象となる事業を行う

イ 札幌市内に本社機能がある

(3) Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークを活用する

- 2 第5条第2項に規定する補助対象への補助金の額は、補助対象となる費用に10分の9を乗じた額を補助金として申請できるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、評価機関が環境省補助金又は経産省補助金の交付決定及び交付額決定を受けた後、補助金交付申請書(様式1)に別紙で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 第5条に定める対象要件を満たしていること。

(2) 本補助金の目的を理解し、資金調達先である札幌市内の金融機関において、第三者評価取得及び北海道ESGプロボンドマーケットへの上場(以下「補助事業」という。)を通じて得られるGX金融に関する知見を札幌市内の拠点で共有し、それを対外的に示す意向を確認すること。

- (3) 申請者と評価機関における個別の第三者評価取得の契約ごとの申請であること。
- (4) 申請は毎年度3月20日までに行われること。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 当該事業について、環境省補助金又は経産省補助金以外の補助金等と重複して申請していないこと。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、補助金交付を適当と認めるときは速やかに補助金交付決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(第三者評価取得内容の変更等の承認)

第10条 前条の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに変更申請書(様式3)に次に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 評価機関が環境省補助金の交付決定を受けている場合
 - ア 環境省補助金の執行団体である「一般社団法人環境パートナーシップ会議」(以下「EPC」という。)に提出済みの変更交付申請書(写し)
 - イ EPCより受領済みの変更交付決定通知書(写し)
 - (2) 評価機関が経産省補助金の交付決定を受けている場合
 - ア 経産省補助金の執行団体である一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「機構」という。)に提出済みの変更交付申請書(写し)
 - イ 機構より受領済みの変更交付決定通知書(写し)
- 2 北海道ESGプロボンドマーケットへの上場申請が認められなかった場合又は上場申請を取り下げる場合も、変更申請書(様式3)を速やかに市長へ提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により提出された変更申請書を審査し、当該変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、変更承認通知書(様式4)により通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- (2) 補助事業者は、市長が必要な範囲内において調査やデータ提供等を依頼した場合、これに協力するものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合、中止(廃止)承認申請書(様式5)及びEPC又は機構に提出済みの中止(廃止)承認申請書(写し)、その承認を受けたことが分かる書類(写し)を市長に提出して承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事

業の遂行が困難となった場合、速やかに遅延報告書(様式6)及びEPC又は機構に提出済みの遅延報告書(写し)、提出後のEPC又は機構からの指示がわかる書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

- (5) 補助事業者は、補助事業の状況について、市長の要求があったときは速やかに遂行状況報告書(様式7)を提出しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業の成果を検証するために必要な情報について、市長から調査の要請があった場合には当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第12条 市長は、前条第5号の規定による報告書に基づき、必要と認められるときは補助事業者に対し、補助事業の遂行を命じることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の終了後、完了実績報告書(様式8)に別紙で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 実績報告は交付決定を受けた日が属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の完了実績報告書を受領したときにはこれを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金確定通知書(様式9)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 補助金は前条の規定により交付すべき金額が確定した後に交付する。

(補助金の交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が規則第17条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号のい

ずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
 - (2) 環境省補助金又は経産省補助金の対象外となった場合
 - (3) 第三者評価取得の対象となるグリーンファイナンス又はトランジションファイナンスにおいて、交付決定を受けた日が属する年度の3月31日から3年以内に資金調達が実施されなかった場合
 - (4) 北海道ESGプロボンドマーケットに上場した本補助金の対象ボンドが、上場日が属する年度の3月31日から3年以内に上場廃止となった場合
 - (5) その他、市長が補助金交付について不相当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 補助事業者は、前条第2項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、前条第2項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限(以下「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(事業報告書等の提出)

第18条 評価機関が環境省補助金の交付決定を受けている補助事業者は、評価機関がEPCに提出済みの事業報告に係る書類(写し)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 評価機関が経産省補助金の交付決定を受けている補助事業者は、実施するトランジションファイナンスによる資金調達の日を含む会計年度後3年度(償還期間が3年未満のボンドにあたっては、償還期間満了時まで)の間、評価機関が機構に提出済みのレポートに係る書類(写し)を速やかに市長に提出しなければならない。

3 第1項又は第2項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 市長は、補助事業者がこの要綱に従って市長に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金交付のための審査及び補助金額確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(補助内容等の公表)

第20条 市長は、本補助金の交付を受けた者及び対象となるグリーンファイナンス又はトランジションファイナンスの内容について、札幌市が運営に関わるホームページ等で公表することができる。

(管轄の裁判所)

第21条 この補助金に関する紛争の管轄は札幌地方裁判所とする。

附 則

この要綱は令和7年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年5月26日から施行する。

○交付申請時の提出物(第8条関連)

<p>評価機関が 環境省補助金 の交付決定を 受けている 場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 環境省補助金の交付決定通知書(写し) (2) 環境省補助金の完了実績報告書(写し) (3) 環境省補助金の交付額確定通知書(写し) (4) 環境省補助金の資金調達支援計画書(写し) (5) 環境省補助金のグリーンボンド等補助対象要件確認シート(写し) (6) 補助金対象費用及び補助金対象外費用の計算書及び計算根拠となる資料(環境省補助金申請に当たり提出した資料の写し) (7) 申請者が札幌市内の金融機関を通じて資金調達を行うことが確認できる書類(写し)(融資申込書、融資契約書、債券引受契約書等) (8) 申請者と評価機関の間で締結された第三者評価取得に係る契約書(写し)(特約又は覚書等の写しを含む) (9) 金融機関意向確認書(様式10) (10) その他市長が必要と認めるもの
<p>評価機関が 経産省補助金 の交付決定を 受けている 場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 経産省補助金の交付決定通知書(写し) (2) 経産省補助金の完了実績報告書(写し) (3) 経産省補助金の交付額確定通知書(写し) (4) 経産省補助金の交付申請の際に提出したトランジションファイナンス等に関するフレームワーク(写し) (5) 補助金対象費用及び補助金対象外費用の計算書及び計算根拠となる資料(経産省補助金申請に当たり提出した資料の写し) (6) 経産省補助金の交付申請書及び案件概要説明資料(写し) (7) 申請者が札幌市内の金融機関を通じて資金調達を行うことが確認できる書類(写し)(融資申込書、融資契約書、債券引受契約書等) (8) 申請者と評価機関の間で締結された第三者評価取得に係る契約書(写し)(特約又は覚書等の写しを含む) (9) 金融機関意向確認書(様式10) (10) その他市長が必要と認めるもの
<p>第7条1項(1) を満たす場合</p>	<p>札幌市内に本店がある金融機関を通じて資金調達を行うことが確認できる資料(融資申込書、融資契約書、債券引受契約書等)</p>
<p>第7条1項(2)ア を満たす場合</p>	<p>資金調達の対象となる事業を札幌市内で行うことが確認できる資料(事業計画書等)</p>
<p>第7条1項(2)イ を満たす場合</p>	<p>札幌市内に本社機能があることが確認できる資料</p>
<p>第7条1項(3)</p>	<p>Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワーク</p>

を満たす場合	を活用することが確認できる資料
北海道ESG プロボンド マーケットに 上場する場合	札幌証券取引所へ提出した有価証券新規上場申請書(写し)

○完了実績報告時の提出物(第13条関連)

<ul style="list-style-type: none"> (1) 第三者評価書(写し) (2) 評価機関がEPC又は機構へ提出済みの実施状況報告書(写し) (3) 資金調達先の金融機関がGX金融の知見を札幌市内の拠点で共有したことが分かる書類 (4) 北海道ESGプロボンドマーケットへの上場が分かる書類(第5条第2項に該当する場合)
